障害の区分の選択方法

所得税の源泉徴収における「普通障害者」と「特別障害者」とは、受給者本人または、配偶者・扶養親族（所得金額が 62 万円以下に限る）の中で、その障害の内容により、次に該当する方をいいます。介護保険の要介護認定の等級や障害年金の等級などとは直接関係ありません。詳しくは年金事務所または税務署にお尋ねください。

	障害の内容	普通障害者	特別障害者
①	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方（※1）		該当するすべての方
②	精神保健指定医などから知的障害者と判定された方	中度または軽度と判定された方（療育手帳の障害の程度がB、B1、B2、C、愛の手帳の 3～4 度の方）	重度と判定された方（療育手帳の障害の程度がA、A1、A2、愛の手帳の 1～2 度の方）
③	精神に障害がある方で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方	右の程度以外の方	精神障害者保健福祉手帳の障害の程度が 1 級の方
④	身体障害者手帳に身体上の　障害がある方として記載されている方	障害の程度が 3 級から 6 級までの方	障害の程度が 1 級または 2 級の方
⑤	戦傷病者手帳の交付を受けている方	右の程度以外の方	障害の程度が恩給法特別項症から第 3 項症までの方
⑥	原子爆弾の被爆による障害者として厚生労働大臣の認定を受けている方		該当するすべての方
⑦	常に就床を要し、複雑な介護を要する方（※2）		該当するすべての方
⑧	年齢が 65 歳以上で、福祉事務所長などから認定されている方	右の程度以外の方	①、②、④の特別障害者と同程度の障害がある方

※１　「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況」とは、精神上の障害のため物事のよしあしが区別することができないか、できるとしてもそれによって行動することができない状態にあることをいいます。また、「精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況」にあることは、医師の診断書によって証明されますが、診断書の写しを申告書に添付する必要はありません。

※２　「常に就床を要し、複雑な介護を要する方」とは、引き続き 6 ヶ月以上にわたって身体の障害により就床を要し、介護を受けなければ自ら排せつ等をすることができない程度の状態にあると認められる方のことです。排せつ等の日常生活に支障のある寝たきりのままの方は該当することになります。
なお、「常に就床を要し、複雑な介護を要する方」であることについて、特に証明するものはありませんが、症状が固定すれば身体障害者手帳の交付申請を行うことができます。